

一般社団法人 愛知県環境測定分析協会
旅費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という）の役員、委員会委員、会員法人の役員・従業員及び職員等が職務上出張したときに支給する旅費に対し必要な事項を定めるものである。

(出張手続)

第 2 条 出張する場合は、所要事項を記入した出張伺いを事務局に提出しなければならない。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費により支給する。
- 6 日当及び宿泊料は、別表のとおりとする。

(旅費の計算)

第 4 条 鉄道賃、船賃及び航空賃は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

- (1) JRを利用する場合、旅行行程が片道100kmを超えるときは、特別急行料金を支給する。
 - (2) 私鉄を利用する場合、旅行行程が片道50kmを超えるときは、特別急行料金を支給する。
 - (3) 外国旅費については、別に定める。
- 2 公務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情を認めた場合は、その要した経路及び方法によって計算する。
 - 3 車賃は、前条第5項のほか、出張中ハイヤー、タクシーその他これらに準ずる交通機関を利用した場合で、特に必要と認めるときは、その実費を支給する。
 - 4 自家用車等を利用して出張する場合、事前に許可を得たときは、燃料及び修理費の実費を支給する。

(日当の支給)

第 5 条 日当は、出張に要する時間が5時間以上にわたるときに支給する。

- 2 半日当は、出張に要する時間が5時間未満であって出張距離が50km以上であった場合に支給する。ただし、それ以外の簡易な事務連絡等については支給しない。

3 前2項による出張で、交通機関を利用する必要があるものについては、交通費の実費を支給する。

(旅費の調整)

第 6 条 愛知県内で開催される理事会については、出席者に対し交通費のみ支給する。

2 委員会、担当者会議及び特別会議の出席者については、日当 1,000 円及び交通費の実費を支給する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規程は平成8年8月28日から施行する。

2 平成24年9月25日理事会承認 一部改定

3 平成29年6月29日理事会承認 一部文字修正 (代表理事→会長)

別 表

		理事等役員	委員会委員・会員 事務局職員	備 考
日 当	1 日	3,000	2,000	
	半 日 当	1,500	1,000	
宿 泊 料	政令指定都市 (注)	12,000	10,000	
	そ の 他	9,000	8,000	

(注) 札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各都市を指し、新たに指定された場合はこれを含める。

講師謝礼等内訳

講師謝礼				
	講師基準	謝礼	旅費	宿泊料
A	タレント的講師又はこれに準ずるもの	その都度決定	一般的な実費	12,000
B	大学教授・講師 元 教授、官庁派遣者、賛助会員、関係団体またはこれに準ずるもの	20,000～50,000	一般的な実費	10,000
C	協会役員、委員会委員及び会員又はこれに準ずるもの	10,000	一般的な実費	特別以外支給なし

原稿料

A 4版	1枚 (400字程度)	3,500円
図表	1枚	1,750円

会報原稿料

会員	図書券	3,000円
会員外	図書券	5,000円

平成13年11月2日 理事会承認